

# 金山町高齢者安全運転支援事業費補助金

## (かねやまサポカー補助金)

### ○交付申請から支援までの流れ

#### 1. 申請のタイミング

- ・車検証や車両のナンバーが写った写真などが必要ですので、自動車の新車登録または移転登録後に申請をお願いします。
- ・先進安全装置を後付けした場合は、取付工賃に係る領収書などが必要になりますので、当該取付作業に係る支払いが完了した後に申請をお願いします。
- ・車検証登録または移転登録、先進安全装置の後付け後、1年間は申請期間ですので、お忘れの無いよう申請をお願いします。

#### 2. 交付申請時に必要なもの

- 金山町高齢者安全運転支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- 自動車検査証(車検証)の写し
- 自動車販売店等が作成した先進安全自動車販売(先進安全装置設置)証明書(様式第2号)
- 売買契約書又は注文書の写し(先進安全自動車を購入した場合)
- 領収書の写し(先進安全装置を設置(後付け)した場合)
- 自動車運転免許証の写し
- 車両全体の写真(ナンバーを写したもの)
- 請求書(様式第4号)

※様式第2号は、自動車販売店(ディーラー)または先進安全装置を取付した店舗からの記入をお願いします。

#### 3. 補助金の支払いについて

- ・申請内容が適正と認められた場合、町から交付決定通知(様式第3号)を送付します。
- ・支払いは交付決定通知の到達後約1か月後となります。